
「債券のフェイルの解消に関する規則」等の一部改正について

日証協 平 24. 3. 19

本協会では、本年 3 月 19 日の自主規制会議において、「債券のフェイルの解消に関する規則」等の一部改正を行った。

先般、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立し、資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）及び各種の関連税法が改正され、本邦におけるスクーク（イスラムの教義や戒律に合致するように整えて発行する証券をいう。）発行のための法律上及び税制上の整備が行われ、昨年 11 月 24 日から施行されている。

本邦におけるスクークは、資産流動化法に規定する特定目的信託の社債的受益権（以下「社債的受益権」という。）を利用して発行することとされており、株式会社証券保管振替機構では、本年 4 月 1 日より、一般債振替制度において、社債的受益権の取扱いを開始することとしている。

これらを踏まえ、本協会では、協会員間及び協会員と顧客との間で社債的受益権の受渡しにつきフェイルが生じた場合の受渡しの円滑化を図るため、「債券のフェイルの解消に関する規則」の一部改正を行うとともに、会員が社債的受益権の配当及び経過配当を授受した場合の経理処理の取扱いを明確化するため、「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正を行った。

本規則改正は、株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度での社債的受益権の取扱開始の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「債券のフェイルの解消に関する規則」等の一部改正について

平成24年3月19日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

先般、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立し、資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）及び各種の関連税法が改正され、本邦におけるスクーク（イスラムの教義や戒律に合致するように整えて発行する証券をいう。）発行のための法律上及び税制上の整備が行われ、昨年11月24日に施行されたところである。

本邦におけるスクークは、資産流動化法に規定する特定目的信託の社債的受益権（以下「社債的受益権」という。）を利用して発行することとされており、株式会社証券保管振替機構では、本年4月を目途に、一般債振替制度において、社債的受益権の取扱いを開始することとしている。

今般、協会員間及び協会員と顧客との間で社債的受益権の受渡しにつきフェイル（社債的受益権の受け方が、その渡し方から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、受渡しが合意されていた当該社債的受益権を受け渡されていないことをいう。）が生じた場合の受渡しの円滑化を図るため、「債券のフェイルの解消に関する規則」の一部を改正するとともに、会員が社債的受益権の配当及び経過配当を授受した場合の経理処理の取扱いを明確化するため、「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

（１）「債券等のフェイルの解消に関する規則」の一部改正について

- ① 規則名を「債券等のフェイルの解消に関する規則」にあらためる。
- ② 「債券」の定義を「債券等」とし、資産流動化法に規定する社債的受益権を追加する。
(第2条第3号チ)
- ③ バイ・イン実行の通知を確認する書面に記載する「取引の決済において精算されるべき金銭の額」に社債的受益権の剰余金の配当に係る取扱いを追加する。
(第8条第1項第3号ロ【脚注】)
- ④ ②の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。

【脚注】 第8条第1項第3号ロに規定する経過配当とは、利付債券を売買するときに授受される経過利子と同様に、特定目的信託の社債的受益権の売買において、前回の配当支払日と次回の配当支払日の間が受渡日となる場合に、買い手から売り手に対して支払われる日割りで計算された配当相当額（売り手が所有していた前回配当支払日の翌日から受渡日までの日数（経過日数）分の配当相当額）をいいます。

(2) 「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について

- ① 「受取債券利子」勘定科目の内容に「特定目的信託の社債的受益権に係る受取配当及び受取経過配当を含めて計上する」旨を追加するとともに、「支払債券利子」勘定科目の内容に「特定目的信託の社債的受益権に係る支払配当及び支払経過配当を含めて計上する」旨を追加する。

(Ⅱ 営業収益[金融収益]、金融費用[金融費用])

- ② 特定目的信託の社債的受益権の経過配当の処理に係る用語の読み替え規定を追加する。

(Ⅲ 経理処理等 4. 債券の経過利子の処理)

3. 施行の時期

この改正は、株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度での社債的受益権の取扱開始の日から施行する。

以 上

「債券のフェイルの解消に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 3 月 19 日

(下線部分変更)

新	旧
<u>債券等</u>のフェイルの解消に関する規則 (目 的) 第 1 条 この規則は、協会員間及び協会員と顧客との間の<u>債券等</u>（次条において定義するものをいう。）の受渡しにつきフェイル（次条において定義するものをいう。）が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって<u>債券等</u>の店頭売買その他の取引に係る受渡しの円滑化を図ることを目的とする。 (定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 フェイル 受方協会員が、その渡方協会員から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、本来受渡しが合意されていた<u>債券等</u>（以下「<u>対象債券等</u>」という。）を受け渡されていないことをいう。 2 受渡不履行 受方協会員がその渡方協会員に対し<u>対象債券等</u>受渡しの対価を完全に支払済みの状態又は<u>対象債券等</u>の受渡しと引換えに支払える状態であるにもかかわらず、予定されていた決済日後 10 営業日を超える期間、受方協会員に対し<u>当該債券等</u>が受け渡されていないことをいう。 3 <u>債券等</u> 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。 イ 社債（新株予約権付社債及び振替法第	<u>債券</u>のフェイルの解消に関する規則 (目 的) 第 1 条 この規則は、協会員間及び協会員と顧客との間の<u>債券</u>（次条において定義するものをいう。）の受渡しにつきフェイル（次条において定義するものをいう。）が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって<u>債券</u>の店頭売買その他の取引に係る受渡しの円滑化を図ることを目的とする。 (定 義) 第 2 条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 フェイル 受方協会員が、その渡方協会員から予定されていた決済日が経過したにもかかわらず、本来受渡しが合意されていた<u>債券</u>（以下「<u>対象債券</u>」という。）を受け渡されていないことをいう。 2 受渡不履行 受方協会員がその渡方協会員に対し<u>対象債券</u>受渡しの対価を完全に支払済みの状態又は<u>対象債券</u>の受渡しと引換えに支払える状態であるにもかかわらず、予定されていた決済日後 10 営業日を超える期間、受方協会員に対し<u>当該債券</u>が受け渡されていないことをいう。 3 <u>債券</u> 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 2 条第 1 項各号に規定する「社債等」のうち、以下のものをいう。 イ 社債（新株予約権付社債及び振替法第

新	旧
66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。) ロ 国債 ハ 地方債 ニ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債（同法第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債を除く。) ホ 保険業法に規定する相互会社の社債（同法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債を除く。) ヘ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債（転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債並びに同法第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債を除く。) ト 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利（振替法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げるもの並びに信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債を除く。) <u>チ 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益権（同法第 230 条第 1 項第 2 号に規定する社債的受益権に限る。）</u> <u>リ</u> 外国又は外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するもの及び振替法第 127 条において準用する同法第 66 条（第 1 号を除く。）に規定する振替外債のうち、社債、株式等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債を除く。）に表示されるべき権利 4 受方協会員 渡方協会員との間で、渡方協会員から<u>対象債券等</u>の店頭売買その他の取引に係る受渡しを受ける旨を約した協会員をいう。	66 条第 1 号に規定する短期社債を除く。) ロ 国債 ハ 地方債 ニ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債（同法第 139 条の 12 第 1 項に規定する短期投資法人債を除く。) ホ 保険業法に規定する相互会社の社債（同法第 61 条の 10 第 1 項に規定する短期社債を除く。) ヘ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債（転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債並びに同法第 2 条第 8 項に規定する特定短期社債を除く。) ト 特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利（振替法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 4 号から第 6 号までに掲げるもの並びに信用金庫法第 54 条の 4 第 1 項に規定する短期債及び農林中央金庫法第 62 条の 2 第 1 項に規定する短期農林債を除く。) （ 新 設 ） <u>チ</u> 外国又は外国法人の発行する債券（新株予約権付社債券の性質を有するもの及び振替法第 127 条において準用する同法第 66 条（第 1 号を除く。）に規定する振替外債のうち、社債、株式等の振替に関する命令第 3 条第 11 項に規定する短期外債を除く。）に表示されるべき権利 4 受方協会員 渡方協会員との間で、渡方協会員から<u>対象債券</u>の店頭売買その他の取引に係る受渡しを受ける旨を約した協会員をいう。

新	旧
5 渡方協会 店頭売買その他の取引に係る決済を行うため、受方協会又はその渡方協会等に対し<u>対象債券等</u>を受け渡す義務を負う協会員をいう。 6 <u>同種債券等</u> 受方協会と其の渡方協会（以下「甲」という。）との間、甲とその渡方協会（以下「乙」という。）との間、又は乙とその渡方協会との間（以下、丙、丁等と続いた場合も同じ。）において<u>対象債券等</u>と、その種類、利札、満期及びこれらに類する<u>債券等</u>の利回りに影響を及ぼす特性を含む（ただし、これらに限らない。）属性に関して、類似の種類、条件かつ数量の<u>債券等</u>で、<u>対象債券等</u>に代わるものとして別途合意されたものをいう。 7 バイ・イン 受渡不履行を解消するため、本規則の規定に従い、<u>対象債券等</u>又は<u>同種債券等</u>を市場価格で買い入れることをいう。 8・9 (現行どおり) 10 ループ フェイルの取引のみで完結している三者以上の同一当事者間の<u>債券等</u>受渡義務の循環をいう。	5 渡方協会 店頭売買その他の取引に係る決済を行うため、受方協会又はその渡方協会等に対し<u>対象債券</u>を受け渡す義務を負う協会員をいう。 6 <u>同種債券</u> 受方協会と其の渡方協会（以下「甲」という。）との間、甲とその渡方協会（以下「乙」という。）との間、又は乙とその渡方協会との間（以下、丙、丁等と続いた場合も同じ。）において<u>対象債券</u>と、その種類、利札、満期及びこれらに類する債券の利回りに影響を及ぼす特性を含む（ただし、これらに限らない。）属性に関して、類似の種類、条件かつ数量の<u>債券</u>で、<u>対象債券</u>に代わるものとして別途合意されたものをいう。 7 バイ・イン 受渡不履行を解消するため、本規則の規定に従い、<u>対象債券</u>又は<u>同種債券</u>を市場価格で買い入れることをいう。 8・9 (省 略) 10 ループ フェイルの取引のみで完結している三者以上の同一当事者間の<u>債券</u>受渡義務の循環をいう。
(受渡不履行の解消方法) 第 4 条 受方協会は、受渡不履行の取引を決済するため、次の各号に定める方法のうち、いずれか一の方法を採ることができるものとする。 1 その渡方協会との間の合意に基づき、当該渡方協会から、<u>対象債券等</u>に代えて<u>同種債券等</u>の受渡しを受けること。 2 その渡方協会との間の合意に基づき、当該渡方協会との間で<u>対象債券等</u>の反対売買を行うこと。 3 次条以下において規定する手続に従い、	(受渡不履行の解消方法) 第 4 条 受方協会は、受渡不履行の取引を決済するため、次の各号に定める方法のうち、いずれか一の方法を採ることができるものとする。 1 その渡方協会との間の合意に基づき、当該渡方協会から、<u>対象債券</u>に代えて<u>同種債券</u>の受渡しを受けること。 2 その渡方協会との間の合意に基づき、当該渡方協会との間で<u>対象債券</u>の反対売買を行うこと。 3 次条以下において規定する手続に従い、

新	旧
受渡不履行になっている<u>対象債券等又は同種債券等</u>のバイ・インを実行すること。 (バイ・インの通知) 第 5 条 バイ・インは、受渡不履行が継続している状態において実行することができるものとし、かつ、受方協会員が<u>対象債券等又は同種債券等</u>を取得するために行われるものとする。 2 バイ・インの通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 1 バイ・インの通知は、<u>対象債券等</u>に関し本来予定されていた決済日から 10 営業日（本来予定されていた決済日を含まない。）経過後でなければ行うことはできない。 2 (現行どおり) 3 バイ・イン通知には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。 イ 受方協会員の名称、担当部署名、担当者名（責任者名）及び連絡先 ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称及び担当部署名 ハ バイ・イン通知を行った受方協会員とその渡方協会員間の取引（以下、本号において「本来の取引」という。）の<u>対象債券等</u>の額面及びその証券情報 ニ 本来の取引において合意された受渡金額 ホ 本来の取引の約定日及び決済日 ヘ 受方協会員が、指定したバイ・イン約定日の正午（日本時間）までに当該渡方協会員との間の本来の取引の完了通知を受けなかった場合には、当該取引について指定したバイ・イン約定日に当該渡方協会員の計算においてバイ・インを行い得る旨	受渡不履行になっている<u>対象債券又は同種債券</u>のバイ・インを実行すること。 (バイ・インの通知) 第 5 条 バイ・インは、受渡不履行が継続している状態において実行することができるものとし、かつ、受方協会員が<u>対象債券又は同種債券</u>を取得するために行われるものとする。 2 バイ・インの通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 1 バイ・インの通知は、<u>対象債券</u>に関し本来予定されていた決済日から 10 営業日（本来予定されていた決済日を含まない。）経過後でなければ行うことはできない。 2 (省 略) 3 バイ・イン通知には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。 イ 受方協会員の名称、担当部署名、担当者名（責任者名）及び連絡先 ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称及び担当部署名 ハ バイ・イン通知を行った受方協会員とその渡方協会員間の取引（以下、本号において「本来の取引」という。）の<u>対象債券</u>の額面及びその証券情報 ニ 本来の取引において合意された受渡金額 ホ 本来の取引の約定日及び決済日 ヘ 受方協会員が、指定したバイ・イン約定日の正午（日本時間）までに当該渡方協会員との間の本来の取引の完了通知を受けなかった場合には、当該取引について指定したバイ・イン約定日に当該渡方協会員の計算においてバイ・インを行い得る旨

新	旧
ト バイ・イン約定日及びバイ・イン決済日 4 (現行どおり)	ト バイ・イン約定日及びバイ・イン決済日 4 (省 略)
(バイ・イン通知の再通知) 第 6 条 バイ・イン通知の再通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 1 バイ・イン通知（本条においては、本条に従い再通知されたバイ・イン通知を含む。）を受け取った渡方協会員は、自己と自己に対する渡方協会員との間で、当該バイ・イン通知に記載された<u>対象債券等</u>と同一銘柄・同量の<u>債券等</u>に関して受渡不履行が生じている場合には、受取時から 24 時間以内に（ただし、いかなる場合も当初のバイ・イン通知で指定されたバイ・イン約定日（又は、<u>対象債券等</u>が移転手続中であるため次条第 2 号に従って期限が延長された場合には翌営業日）の 2 営業日前の正午（日本時間）までであることを要する。）、当該バイ・イン通知をその渡方協会員に書面により再通知することができる（その再通知は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。）。 2 前号で規定する再通知には次に掲げる事項を記載するものとする。 イ 再通知協会員の名称、担当部署名、担当者名（責任者名）及び連絡先 ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称及び担当部署名 ハ 自己より前の全再通知協会員の名称 ニ 受方協会員の名称及び連絡先 ホ 再通知が行われる原因となった再通知協会員、再通知先である渡方協会員間の取引（以下、本号において「本来の取引」	(バイ・イン通知の再通知) 第 6 条 バイ・イン通知の再通知は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 1 バイ・イン通知（本条においては、本条に従い再通知されたバイ・イン通知を含む。）を受け取った渡方協会員は、自己と自己に対する渡方協会員との間で、当該バイ・イン通知に記載された<u>対象債券</u>と同一銘柄・同量の<u>債券</u>に関して受渡不履行が生じている場合には、受取時から 24 時間以内に（ただし、いかなる場合も当初のバイ・イン通知で指定されたバイ・イン約定日（又は、<u>対象債券</u>が移転手続中であるため次条第 2 号に従って期限が延長された場合には翌営業日）の 2 営業日前の正午（日本時間）までであることを要する。）、当該バイ・イン通知をその渡方協会員に書面により再通知することができる（その再通知は、ファクシミリ又は電子通信システムによることができるものとするが、これに限らない。）。 2 前号で規定する再通知には次に掲げる事項を記載するものとする。 イ 再通知協会員の名称、担当部署名、担当者名（責任者名）及び連絡先 ロ 通知の送付先である渡方協会員の名称及び担当部署名 ハ 自己より前の全再通知協会員の名称 ニ 受方協会員の名称及び連絡先 ホ 再通知が行われる原因となった再通知協会員、再通知先である渡方協会員間の取引（以下、本号において「本来の取引」

新	旧
という。)の<u>対象債券等</u>の額面及びその証券情報 ヘ 本来の取引において合意された受渡金額 ト 本来の取引の約定日及び決済日 チ 指定されたバイ・イン約定日及びバイ・イン決済日 3・4 (現行どおり) 5 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、自己と自己に対する渡方協会員との間で、当該バイ・イン通知に記載された<u>対象債券等</u>と同一銘柄かつ同量の<u>債券等</u>に関して受渡不履行が生じている場合であっても、第1号に定める再通知を行わず、自己に対する渡方協会員に対して別にバイ・インを行うことができる。 6～8 (現行どおり)	という。)の<u>対象債券</u>の額面及びその証券情報 ヘ 本来の取引において合意された受渡金額 ト 本来の取引の約定日及び決済日 チ 指定されたバイ・イン約定日及びバイ・イン決済日 3・4 (省 略) 5 バイ・イン通知を受け取った渡方協会員は、自己と自己に対する渡方協会員との間で、当該バイ・イン通知に記載された<u>対象債券</u>と同一銘柄かつ同量の<u>債券</u>に関して受渡不履行が生じている場合であっても、第1号に定める再通知を行わず、自己に対する渡方協会員に対して別にバイ・インを行うことができる。 6～8 (省 略)
(バイ・インの実行) 第7条 バイ・インの実行は、次の各号に定めるところに従い行うものとする。 1 指定されたバイ・イン約定日（又は、<u>対象債券等</u>が移転手続中であるため次号に従って期限が延長された場合には翌営業日）の正午（日本時間）までに、バイ・イン通知に記載された<u>債券等</u>が受方協会員に受け渡された旨の通知が行われず、又は他の方法によっても<u>対象債券等</u>に関する取引が決済されていない場合、受方協会員は、<u>対象債券等</u>又は<u>同種債券等</u>のバイ・インを実行することができる。本条に従い行うバイ・インは、受方協会員が、自己の名をもって、その渡方協会員の計算において行うものとする。 2 前号の規定にかかわらず、バイ・インのための新たな取引を約定する前に、受方協	(バイ・インの実行) 第7条 バイ・インの実行は、次の各号に定めるところに従い行うものとする。 1 指定されたバイ・イン約定日（又は、<u>対象債券</u>が移転手続中であるため次号に従って期限が延長された場合には翌営業日）の正午（日本時間）までに、バイ・イン通知に記載された<u>債券</u>が受方協会員に受け渡された旨の通知が行われず、又は他の方法によっても<u>対象債券</u>に関する取引が決済されていない場合、受方協会員は、<u>対象債券</u>又は<u>同種債券</u>のバイ・インを実行することができる。本条に従い行うバイ・インは、受方協会員が、自己の名をもって、その渡方協会員の計算において行うものとする。 2 前号の規定にかかわらず、バイ・インのための新たな取引を約定する前に、受方協

新	旧
会員がその渡方協会員から、<u>対象債券等</u>についてバイ・イン約定日の営業時間終了時までに移転される旨の書面による通知をバイ・イン約定日の正午（日本時間）までに受け取った場合には、受方協会員はバイ・イン通知において指定したバイ・イン約定日の翌営業日以降でなければバイ・インを実行できないものとする。 （バイ・イン実行の通知及びその効力） 第 8 条 バイ・イン実行の通知及びその効力は、次の各号に定めるところによるものとする。 1 バイ・インを行った受方協会員は、約定後直ちに、自己の計算で<u>債券等</u>のバイ・インが行われた渡方協会員に対し、バイ・インを行った<u>債券等</u>の数量及び価格を電話により通知しなければならない。 2 (現行どおり) 3 前号に定める書面による確認においては、取引の決済において精算されるべき金銭の額を記載するものとする。取引の決済において精算されるべき金銭の額は、次に掲げる金額の合計額とする。 イ バイ・インにより調達した<u>債券等</u>の約定金額から、<u>対象債券等</u>受渡しの約定金額（ただし、対象<u>債券等</u>の受渡しが売買以外の約定に基づく場合には、当該約定において定められた<u>対象債券等</u>受渡しに関する価格及び担保金利等を考慮して当事者間で合意した金額とする。）を減じた差額（バイ・インにより調達した<u>債券等</u>が<u>対象債券等</u>でない場合は、この限りではない。） ロ 本来の決済日からバイ・イン決済日までの間の<u>対象債券等</u>の経過利子又は経過	会員がその渡方協会員から、<u>対象債券</u>についてバイ・イン約定日の営業時間終了時までに移転される旨の書面による通知をバイ・イン約定日の正午（日本時間）までに受け取った場合には、受方協会員はバイ・イン通知において指定したバイ・イン約定日の翌営業日以降でなければバイ・インを実行できないものとする。 （バイ・イン実行の通知及びその効力） 第 8 条 バイ・イン実行の通知及びその効力は、次の各号に定めるところによるものとする。 1 バイ・インを行った受方協会員は、約定後直ちに、自己の計算で<u>債券</u>のバイ・インが行われた渡方協会員に対し、バイ・インを行った<u>債券</u>の数量及び価格を電話により通知しなければならない。 2 (省 略) 3 前号に定める書面による確認においては、取引の決済において精算されるべき金銭の額を記載するものとする。取引の決済において精算されるべき金銭の額は、次に掲げる金額の合計額とする。 イ バイ・インにより調達した<u>債券</u>の約定金額から、<u>対象債券</u>受渡しの約定金額（ただし、対象債券の受渡しが売買以外の約定に基づく場合には、当該約定において定められた<u>対象債券</u>受渡しに関する価格及び担保金利等を考慮して当事者間で合意した金額とする。）を減じた差額（バイ・インにより調達した<u>債券</u>が<u>対象債券</u>でない場合は、この限りではない。） ロ 本来の決済日からバイ・イン決済日までの間の<u>対象債券</u>の経過利子相当額（本

新	旧
配当相当額（本来の決済日からバイ・イン決済日までの間に<u>対象債券等</u>の利金又は配当（以下、「<u>利金等</u>」という。）が発生した場合には、当該利払日又は配当支払日に支払われた<u>利金等</u>相当額について別途精算するものとする。） ハ 受方協会員がバイ・イン実行のための資金調達に要した費用の合計額 4 (現行どおり) 5 バイ・イン通知が第6条に定めるところにより再通知された場合には、第1号に規定する受方協会員によりバイ・インが行われた<u>債券等</u>の約定価格を用い、同号から前号までに規定された方法に準じて、再通知を行った協会員間で精算をするものとし、その金銭の支払完了をもって、再通知を行った協会員間の本来の取引が決済されたものとする。 6 受方協会員は、自己の勘定からバイ・インを実行することができる。ただし、約定時の市場の状況に照らして、買い入れた<u>債券等</u>の適正な市場価格を反映した価格により実行しなければならない。 7 (現行どおり) 2 (現行どおり)	来の決済日からバイ・イン決済日までの間に<u>対象債券</u>の利金が発生した場合には、当該利払日に支払われた<u>利金</u>相当額について別途精算するものとする。） ハ 受方協会員がバイ・イン実行のための資金調達に要した費用の合計額 4 (省 略) 5 バイ・イン通知が第6条に定めるところにより再通知された場合には、第1号に規定する受方協会員によりバイ・インが行われた<u>債券</u>の約定価格を用い、同号から前号までに規定された方法に準じて、再通知を行った協会員間で精算をするものとし、その金銭の支払完了をもって、再通知を行った協会員間の本来の取引が決済されたものとする。 6 受方協会員は、自己の勘定からバイ・インを実行することができる。ただし、約定時の市場の状況に照らして、買い入れた<u>債券</u>の適正な市場価格を反映した価格により実行しなければならない。 7 (省 略) 2 (省 略)
(顧客によるバイ・イン実行) 第9条 顧客と協会員との間で受渡不履行が生じている場合（第2条第2号において、「受方協会員」を「顧客」、「渡方協会員」を「当該顧客に対し<u>対象債券等</u>を受け渡す義務を負う協会員」と読み替えた場合に、同号に該当する場合をいう。）においては、当該顧客は、本規則に従い、バイ・インを実行することができる。この場合においては、「受方協会員」を「顧客」、当該受方協会員に対する直接の「渡	(顧客によるバイ・イン実行) 第9条 顧客と協会員との間で受渡不履行が生じている場合（第2条第2号において、「受方協会員」を「顧客」、「渡方協会員」を「当該顧客に対し<u>対象債券</u>を受け渡す義務を負う協会員」と読み替えた場合に、同号に該当する場合をいう。）においては、当該顧客は、本規則に従い、バイ・インを実行することができる。この場合においては、「受方協会員」を「顧客」、当該受方協会員に対する直接の「渡

新	旧
方協会員」を「当該顧客に対し<u>対象債券等</u>を受け渡す義務を負う協会員」と読み替えるものとする。 2 前項の規定に従い、顧客がバイ・インを実行する場合においては、当該顧客は、当該顧客に対し<u>対象債券等</u>を受け渡す義務を負う協会員に対し、前条第1項第3号に定める金銭を除き、理由のいかんを問わず、当該フェイルに起因する一切の損害賠償請求をできないものとする。 3 (現行どおり) 付 則 この改正は、株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度での特定目的信託の社債的受益権の取扱開始の日から施行する。	方協会員」を「当該顧客に対し<u>対象債券</u>を受け渡す義務を負う協会員」と読み替えるものとする。 2 前項の規定に従い、顧客がバイ・インを実行する場合においては、当該顧客は、当該顧客に対し<u>対象債券</u>を受け渡す義務を負う協会員に対し、前条第1項第3号に定める金銭を除き、理由のいかんを問わず、当該フェイルに起因する一切の損害賠償請求をできないものとする。 3 (省 略)

「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 3 月 19 日
(下線部分変更)

新				旧			
Ⅱ 損益計算書科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準				Ⅱ 損益計算書科目に関する有価証券関連業固有の勘定科目とその内容・計上基準			
金融商品取引業者が損益計算書を作成する場合における有価証券関連業固有の勘定科目とその内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、以下に掲げる勘定科目等によるほかは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成する。				金融商品取引業者が損益計算書を作成する場合における有価証券関連業固有の勘定科目とその内容及び計上基準は次のとおりとする。なお、以下に掲げる勘定科目等によるほかは、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成する。			
営業収益				営業収益			
大科目	中科目	内 容	計上時期	大科目	中科目	内 容	計上時期
金融収益	信用取引収益	(現行どおり)	(現行どおり)	金融収益	信用取引収益	(省 略)	(省 略)
	現先取引収益	(現行どおり)	(現行どおり)		現先取引収益	(省 略)	(省 略)
	有価証券貸借取引収益	(現行どおり)	(現行どおり)		有価証券貸借取引収益	(省 略)	(省 略)
	受取配当金	(現行どおり)	(現行どおり)		受取配当金	(省 略)	(省 略)
	受取債券利子	資産の部の債券等に係る受取利子(源泉所得税を含む。)及び受取経過利子 注1:「支払債券利子」と相殺して計上すること。 注2: 第一種金融商品取引業及び同付随業務以外の目的による債券利子については区分して営業外収益に計上すること。 注3: 特定目的信託の社債的受益権に係る受取配当(源泉所得税を含む。)及び受取経過配当を含めて計上すること。	・原則として、日割り計算により期間損益を計算する。		受取債券利子	資産の部の債券等に係る受取利子(源泉所得税を含む。)及び受取経過利子 注1:「支払債券利子」と相殺して計上すること。 注2: 第一種金融商品取引業及び同付随業務以外の目的による債券利子については区分して営業外収益に計上すること。 (新 設)	・原則として、日割り計算により期間損益を計算する。
	収益分配金	(現行どおり)	(現行どおり)		収益分配金	(省 略)	(省 略)
	受取利息	(現行どおり)	(現行どおり)		受取利息	(省 略)	(省 略)
	その他の金融収益	(現行どおり)	(現行どおり)		その他の金融収益	(省 略)	(省 略)
金融費用				金融費用			
大科目	中科目	内 容	計上時期	大科目	中科目	内 容	計上時期
金融費用	信用取引費用	(現行どおり)	(現行どおり)	金融費用	信用取引費用	(省 略)	(省 略)
	現先取引費用	(現行どおり)	(現行どおり)		現先取引費用	(省 略)	(省 略)

新				旧			
	有価証券貸借取引費用	(現行どおり)	(現行どおり)		有価証券貸借取引費用	(省 略)	(省 略)
	支払債券利子	負債の部の債券等に係る支払債券利子及び支払経過利子 <u>注1</u> :「受取債券利子」と相殺して計上すること。 <u>注2</u> :特定目的信託の社債的受益権に係る支払配当及び支払経過配当を含めて計上すること。	・原則として、日割り計算により期間損益を計算する。		支払債券利子	負債の部の債券等に係る支払債券利子及び支払経過利子 <u>注</u> :「受取債券利子」と相殺して計上すること。 (新 設)	・原則として、日割り計算により期間損益を計算する。
	支払利息	(現行どおり)	(現行どおり)		支払利息	(省 略)	(省 略)
	その他の金融費用	(現行どおり)			その他の金融費用	(省 略)	
Ⅲ 経 理 処 理 等				Ⅲ 経 理 処 理 等			
1～3 (現行どおり)				1～3 (省 略)			
4. 債券の経過利子の処理				4. 債券の経過利子の処理			
債券の経過利子については、有価証券関連業の特殊性に鑑み、次の(1)又は(2)の方法により処理するものとする。				債券の経過利子については、有価証券関連業の特殊性に鑑み、次の(1)又は(2)の方法により処理するものとする。			
(1) 個別処理の方法				(1) 個別処理の方法			
支払経過利子の額を「前払金」に計上し、「受取債券利子」として計上すべき次のイ、ロ及びハの額から「前払金」として計上した額を控除した額を「受取債券利子」に振替え経理する。				支払経過利子の額を「前払金」に計上し、「受取債券利子」として計上すべき次のイ、ロ及びハの額から「前払金」として計上した額を控除した額を「受取債券利子」に振替え経理する。			
イ その債券を期末までに売却した場合は、受取経過利子の額				イ その債券を期末までに売却した場合は、受取経過利子の額			
ロ その期中においてその債券利子を受け取った場合は、債券利子の額				ロ その期中においてその債券利子を受け取った場合は、債券利子の額			
ハ その債券を期末現在所有している場合は、利子計算期間開始の日から期末までの未収債券利子の額				ハ その債券を期末現在所有している場合は、利子計算期間開始の日から期末までの未収債券利子の額			
(2) 債券取引を大量に取り扱う金融商品取引業者が行う(1)以外の方法				(2) 債券取引を大量に取り扱う金融商品取引業者が行う(1)以外の方法			
イ 月中における処理				イ 月中における処理			
流動資産の部に仮勘定として「公社債経過利子」の勘定科目を設け、支払経過利子についてはその借方に計上し、受取経過利子及び利払いを受けた債券利子についてはその貸方に計上する。ただし、この場合、利払いを受けた債券利子については、直接「受取債券利子」に計上することができる。				流動資産の部に仮勘定として「公社債経過利子」の勘定科目を設け、支払経過利子についてはその借方に計上し、受取経過利子及び利払いを受けた債券利子についてはその貸方に計上する。ただし、この場合、利払いを受けた債券利子については、直接「受取債券利子」に計上することができる。			
ロ 月末における処理				ロ 月末における処理			
毎月末においては、次の要領により「受取債券利子」の額を確定する。				毎月末においては、次の要領により「受取債券利子」の額を確定する。			
(イ) 未収債券利子の計上				(イ) 未収債券利子の計上			
毎月末現在において所有する債券について、その債券の利子計算期間の開始の日からその月末までの未収債券利子の額を計算し、その額を「未収収益」に計上するとともに、「公社債経過利子」の貸方に計上する。				毎月末現在において所有する債券について、その債券の利子計算期間の開始の日からその月末までの未収債券利子の額を計算し、その額を「未収収益」に計上するとともに、「公社債経過利子」の貸方に計上する。			
(ロ) 「公社債経過利子」の貸方残高の「受取債券利子」への振替え				(ロ) 「公社債経過利子」の貸方残高の「受取債券利子」への振替え			
「公社債経過利子」の借方と貸方の相殺残高を「受取債券利子」に振替え経理する。				「公社債経過利子」の借方と貸方の相殺残高を「受取債券利子」に振替え経理する。			

新	旧																				
なお、「未収収益」に計上した未収債券利子については、翌月末に「公社債経過利子」に振り戻すものとする。 <u>(注)上記４．の規定は、特定目的信託の社債的受益権の経過配当の処理について準用する。この場合において、当該規定の用語を下表のとおり読み替えるものとする。</u> <table><tr><th><u>読み替えられる字句</u></th><th><u>読み替える字句</u></th></tr><tr><td><u>債券</u></td><td><u>特定目的信託の社債的受益権</u></td></tr><tr><td><u>経過利子</u></td><td><u>経過配当</u></td></tr><tr><td><u>支払経過利子</u></td><td><u>支払経過配当</u></td></tr><tr><td><u>受取経過利子</u></td><td><u>受取経過配当</u></td></tr><tr><td><u>債券利子</u></td><td><u>特定目的信託の社債的受益権配当</u></td></tr><tr><td><u>利子計算期間</u></td><td><u>配当計算期間</u></td></tr><tr><td><u>未収債券利子</u></td><td><u>未収特定目的信託の社債的受益権配当</u></td></tr><tr><td><u>債券取引</u></td><td><u>特定目的信託の社債的受益権取引</u></td></tr><tr><td><u>利払い</u></td><td><u>配当の支払い</u></td></tr></table> 付 則 この改正は、株式会社証券保管振替機構における一般債振替制度での特定目的信託の社債的受益権の取扱開始の日から施行する。	<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>	<u>債券</u>	<u>特定目的信託の社債的受益権</u>	<u>経過利子</u>	<u>経過配当</u>	<u>支払経過利子</u>	<u>支払経過配当</u>	<u>受取経過利子</u>	<u>受取経過配当</u>	<u>債券利子</u>	<u>特定目的信託の社債的受益権配当</u>	<u>利子計算期間</u>	<u>配当計算期間</u>	<u>未収債券利子</u>	<u>未収特定目的信託の社債的受益権配当</u>	<u>債券取引</u>	<u>特定目的信託の社債的受益権取引</u>	<u>利払い</u>	<u>配当の支払い</u>	なお、「未収収益」に計上した未収債券利子については、翌月末に「公社債経過利子」に振り戻すものとする。 (新 設)
<u>読み替えられる字句</u>	<u>読み替える字句</u>																				
<u>債券</u>	<u>特定目的信託の社債的受益権</u>																				
<u>経過利子</u>	<u>経過配当</u>																				
<u>支払経過利子</u>	<u>支払経過配当</u>																				
<u>受取経過利子</u>	<u>受取経過配当</u>																				
<u>債券利子</u>	<u>特定目的信託の社債的受益権配当</u>																				
<u>利子計算期間</u>	<u>配当計算期間</u>																				
<u>未収債券利子</u>	<u>未収特定目的信託の社債的受益権配当</u>																				
<u>債券取引</u>	<u>特定目的信託の社債的受益権取引</u>																				
<u>利払い</u>	<u>配当の支払い</u>																				

**「債券のフェイルの解消に関する規則」の一部改正（案）に対する
パブリック・コメントの結果について**

平成 24 年 3 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「債券のフェイルの解消に関する規則」の一部改正（案）につきまして、平成 24 年 2 月 9 日から平成 24 年 2 月 22 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。

その結果、当該期間内に寄せられた御意見は特にありませんでしたので、別紙のとおり改正を行うことといたします。

以 上